

裁判長印  
認



調 書 (決定)

事 件 の 表 示 令 和 2 年 ( 受 ) 第 1 5 3 号

決 定 日 令 和 2 年 1 0 月 1 3 日

裁 判 所 最 高 裁 判 所 第 三 小 法 廷

裁判長	林	道	晴
裁判官	戸	倉	三
裁判官	林	景	郎
裁判官	宮	崎	一
裁判官	宇	賀	子
		克	也

当 事 者 等 申 立 人 国 川 陽 子  
同 代 表 者 法 務 大 臣 上 武 笠 圭 志 ほか  
同 指 定 代 理 人 武 笠 圭 志 ほか  
相 手 方 高 野 邦 夫

原 判 決 の 表 示 広 島 高 等 裁 判 所 平 成 3 1 年 ( ネ ) 第 5 4 号 ( 令 和 元 年 1 1 月 6 日 判 決 )

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

令和2年10月13日

最高裁判所第三小法廷

裁判所書記官 今 西 和 樹 



これは正本である。

令和2年10月13日

最高裁判所第三小法廷

裁判所書記官

今西和樹

